

学校における働き方改革

上富良野町業務改善計画

上富良野町教育委員会

平成30年10月

はじめに

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校現場で対応が求められる課題も、多種多様です。そのような環境の中で、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指す学習指導要領を踏まえ、児童生徒に対する指導についても、一層の充実が期待されています。

その実現に向けては、教職員が子どもたちと向き合い、学校教育の質を高められる環境、健康でいきいきとやりがいをもって働くことができる環境を整えることが重要です。

しかしながら、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が、平成 28 年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果では、

- ・ 1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で 2 割、中学校で 4 割を超え、教頭に至っては、小・中学校とも 7 割を超えている。
- ・ 教頭については、調査業務を含む「事務処理」の時間が最も長い。
- ・ 教諭については、土日における「部活動指導」の時間が長く、中学校では全国平均よりも長い。等の課題が明らかになっています。

こうしたことから、道教委では、平成 30 年 3 月に「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」を策定し、市町村教育委員会や学校と連携した業務改善に取り組むこととしています。

上富良野町においても、国や道の働き方改革を踏まえ、学校現場における業務改善に向けた、基本的な考え方と方向性を示すとともに、具体的な取組の指標として、この計画を策定するものです。

1 働き方改革に関する国・道の動き

- ・ 平成 29 年 6 月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に係る中教審への諮問（文部科学省）
- ・ 平成 29 年 8 月、「学校における働き方改革に係る緊急提言」（中教審初等中等 教育分科会学校における働き方改革特別部会）
- ・ 平成 29 年 12 月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」（中教審）
- ・ 平成 29 年 12 月、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省）
- ・ 平成 30 年 3 月、「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」策定

2 業務改善計画の性格

- ・ この計画は、学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が策定し、学校の取組を促すものである。
- ・ 学校運営の改善の取組みとして、教職員が子どもと向き合う時間の確保を目指すための業務改善に、着実に取り組むための計画である。
- ・ この計画は、今後の国の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

3 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行する。
- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、家庭、地域、行政が連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、取り組んでいくことが重要である。

4 教育委員会及び学校の役割

(1) 教育委員会の役割

- ・ 学校における働き方改革を進めるため、学校の取り組みを支援する。
- ・ 学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。

(2) 学校の役割

- ・ 校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進する。
- ・ 「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。

5 業務改善計画の目標及び期間

この計画に掲げる取組を着実に進めるため、当面の目標を設定し、取組期間は、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間とする。

【平成 32 年度末の目標】

- 部活動休養日…年間 104 日
- 定時退勤日……全校で月 2 回以上実施
- 学校閉庁日……年末・年始の連続する休日のほか、全校で夏季休業期間に 3 日以上

6 推進体制と取組の検証・改善

教育委員会は、随時、取組の進捗状況を把握し、校長会議における議論を通して取組を検証し、検証結果及び国・道の働き方改革の動向を踏まえた取組の見直し・改善に努める。

教育委員会は、各学校に対し、働き方改革に向けた取組に関し、速やかに必要な情報を提供するとともに、学校現場における取組、検証、改善が行われるよう必要な支援を行う。

7 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならず、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組についても、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要がある。

教員の長時間労働や業務内容を改善し、子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、教員が授

業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながる。このことを、保護者や地域住民等に対し、説明し、理解と協力を得ることが必要である。

学校は、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に位置付けるとともに、学校運営協議会やPTA活動を通じて理解を求め、教育委員会は、広く地域住民等への普及啓発を進める。

8 具体的な取組

教育委員会及び学校は、地域や学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

● 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 専門スタッフ等の配置の促進

職	主な業務
特別支援教育指導助手	個別の支援が必要な児童生徒の支援
スクールカウンセラー	児童生徒及び保護者のカウンセリング
心の教室相談員	生徒の心のケア
学習支援員	通常学級における、教員の補助業務
学校臨時事務員	印刷業務や教材の準備、雑務
施設管理業務員	学校施設の管理、給食搬入等

(2) ICT機器や設備機能の活用促進

- ・ 校務用パソコンを活用した職員間の情報共有や業務の効率化を促進する。
- ・ 教育用ICT機器の計画的な整備を進める。
- ・ ICTを活用した教材の共有化やデジタル教材の効果的な活用を図る。
- ・ メールシステムや留守番電話機能を活用した保護者との連絡業務の改善を図る。

(3) コミュニティ・スクールの取組の推進

学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の有効な活用を促進する。

● 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

生徒や担当教員の健康・安全はもとより、けがの防止・心身のリフレッシュを図るなどのスポーツ医・科学の観点、成長期にある生徒のバランスのとれた生活に配慮する観点から、全ての部活動における休養日及び活動時間の見直し・改善に向けた取組を進める。

スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、道教委が策定する「北海道の部活動のあり方に関する方針」を踏まえ、休養日と活動時間の基準を設ける。

① 部活動休養日の実施

- ・ 週あたり2日以上休養日を設ける。(平日1日、週末1日以上) ⇒ 年間104日以上
- ※ 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わないこと。
- ※ 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合は、代替の休養日を実施すること。

② 部活動の活動時間

1日の活動時間の基準を設け、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的な活動を行う。

- ・ 平日は2時間程度（生徒の最終下校時刻を設定）
- ・ 学校の休業日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業）は、3時間程度

(2) 部活動外部指導者の活用等

- ・ 部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、外部指導者の活用を検討する。
- ・ 学校においては、教員の専門性や校務分担の状況、負担の度合い等を踏まえ、外部指導者の人材確保と効果的な活用を検討する。

(3) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 部活動ごとに複数の顧問を配置し、交代で指導や安全管理を行うなどの取組を進める。

(4) 出場大会等の精選

学校は、出場する大会やコンクール等を精選するよう努める。

(5) 学校規模に応じた部活動数の適正化等

学校は、部活動数を適正に設置するとともに、生徒がスポーツや文化活動等を行う機会が失われることのないよう、地域のスポーツ活動団体やスポーツ少年団、文化活動団体との連携等を進める。

(6) 保護者との連携及び理解促進

保護者に対し、成長期における適正な運動量や効果的なトレーニングに関する情報を提供するとともに、学校における部活動のあり方について理解を促進するよう啓発活動を行う。

● 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、定時退勤日や消灯時刻の設定、時間外勤務等の縮減など、学校の実情に応じた取組を実践する。
 - ・ 定時退勤日…月2回以上設定
 - ・ 解錠・施錠時刻や消灯時刻の設定
 - ・ 時間外勤務等縮減強調週間…年2回以上設定
 - ・ 年次有給休暇の取得促進

(2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・ 教育委員会は、学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映させる。
- ・ 学校においては、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する具体的な目標等を設定するよう努める。
- ・ 人事評価の面談において、管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、

特に長時間勤務の実態にある職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、学校職員が心身の健康を保持するため、休養を取りやすい環境を整備する。

① 実施目的…職員が休養を取りやすい環境整備

② 設定期間…夏季休業期間中の特定の3日に設定することを基本とする。

※年末年始の休業日は、学校閉庁日とする。

③ 服務上の取扱等…年休、夏休、振替等とするが、休暇取得を強制しない。出勤も可。

※部活動休養日に設定

④ 保護者への周知…教育委員会と学校長の連名で、保護者に通知文を发出

● 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査業務等の見直し

- ・ 教員の事務の負担を軽減するため、調査の精選を図るとともに、提出期間を確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組む。
- ・ 各種届出や報告事項等の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡素化を進める。
- ・ 教育委員会又は町が教員に依頼する業務を点検し、負担軽減に向けた見直しを検討する。

(2) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックを実施する。
- ・ ストレスチェックの結果を業務及び職場環境の改善に活用する。

(3) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 教育委員会は、生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の安全確保のため緊急な対応が必要な事案等が発生した場合には、要保護児童対策地域協議会等を活用し、関係機関との連携協力体制を構築する。

(4) 学校行事の精選・見直し

- ・ 教育委員会は、学校に対し、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促す。

(5) 学校が作成する計画等の見直し

- ・ 教育委員会は、学校単位で作成する計画等について、計画の内容や学校の実情、計画の機能性や充実に配慮したうえで、可能な限り統合して作成されるよう、指導・助言を行う。
- ・ 教育委員会は、学校単位の計画作成にあたって、必要な情報提供に努める。

(6) 学校職員を構成員とした会議等の効率化

- ・ 教育委員会は、学校職員を構成員とする会議等について、会議等の構成や会議の開催時間・協議内容等を見直すとともに、効率的な運営に努める。